

令和6年度相談支援従事者指導者養成研修会

PG04 障害福祉施策の最近の動向

令和6年度報酬改定について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 小川 陽

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
＜職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等＞
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
＜地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月＞
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
＜基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等＞
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
＜虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等＞
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
＜栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長＞

- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
＜基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円＞

- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
＜管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等＞

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
＜特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加＞
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
＜入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上＞
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
＜居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等＞

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける＞
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
＜人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等＞
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
＜緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等＞
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
＜医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等＞

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
＜意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等＞
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
＜基本報酬で対応。生活介護も同様の対応＞
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
＜地域移行支援体制加算【新設】＞
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
＜自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等＞
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
＜グループホームの基本報酬の見直し＞
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
＜運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化＞

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- ・ 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
＜個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日 等＞
- ・ ピアサポートの専門性の評価
＜ピアサポート実施加算【新設】100単位/月＞

6 就労系サービス

（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
・就労定着支援・就労選択支援）

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
＜利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上＞
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
＜就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し＞
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
＜就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等＞
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
＜就労定着支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
＜就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日＞

7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
＜計画相談支援の基本報酬の見直し＞
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
＜主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ） 300単位/月・100単位/月＞
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
＜医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150～300単位/月 等＞

8 障害児支援

（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価
＜中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
＜総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等＞
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
＜児発・放デイの基本報酬の見直し ＞
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
＜入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等＞
- ・ 家族支援の評価を充実
＜事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回（ワライ 60単位）、延長支援加算の見直し 等＞
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）
＜訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日＞
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
＜小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186～320単位/日
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等＞

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概 要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1／2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2／3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

			対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】 【8.0%】 【6.7%】 【5.5%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	Ⅰ 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
		Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
		Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
		Ⅳ ・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

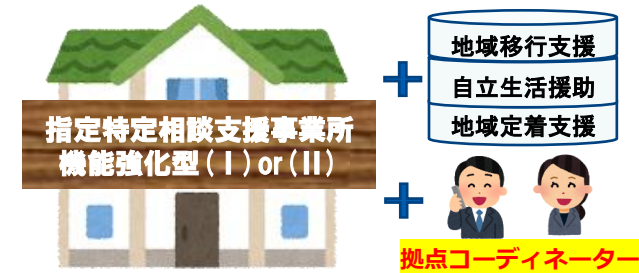
地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位／月** * 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位／日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日** * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

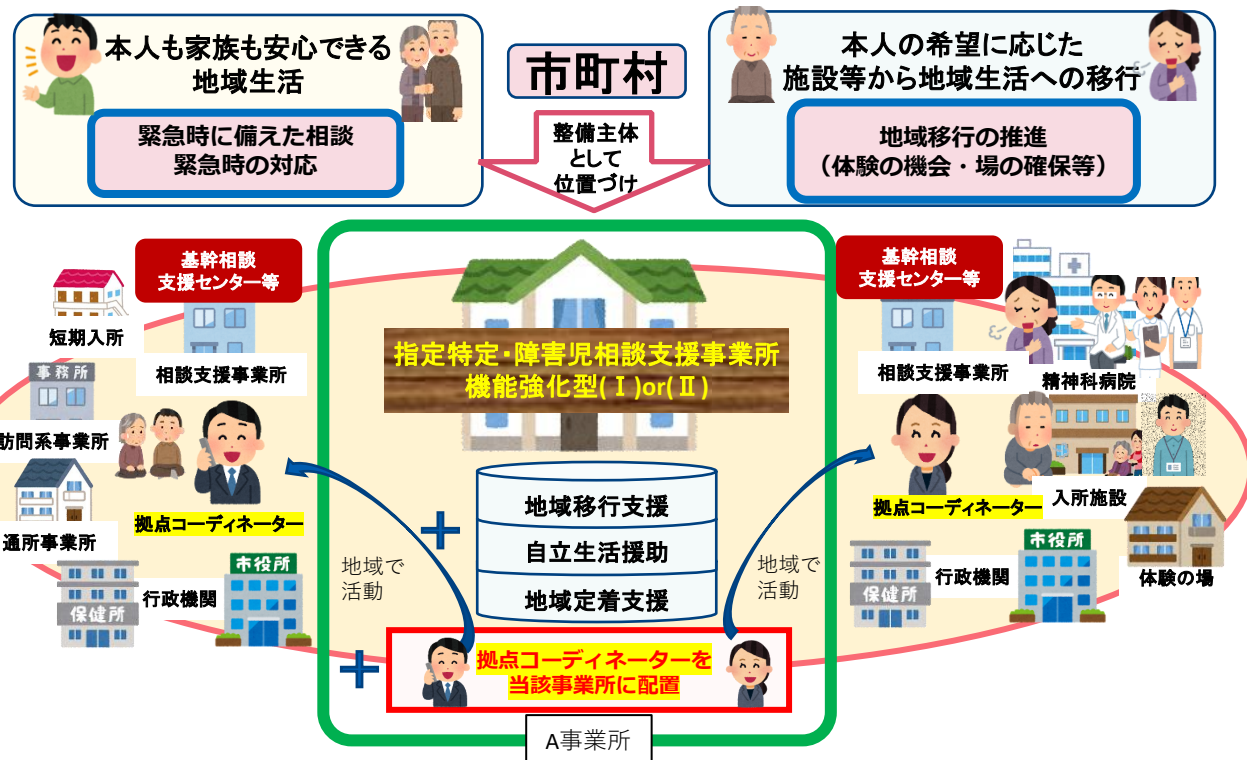
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算（Ⅱ） **60単位／日**

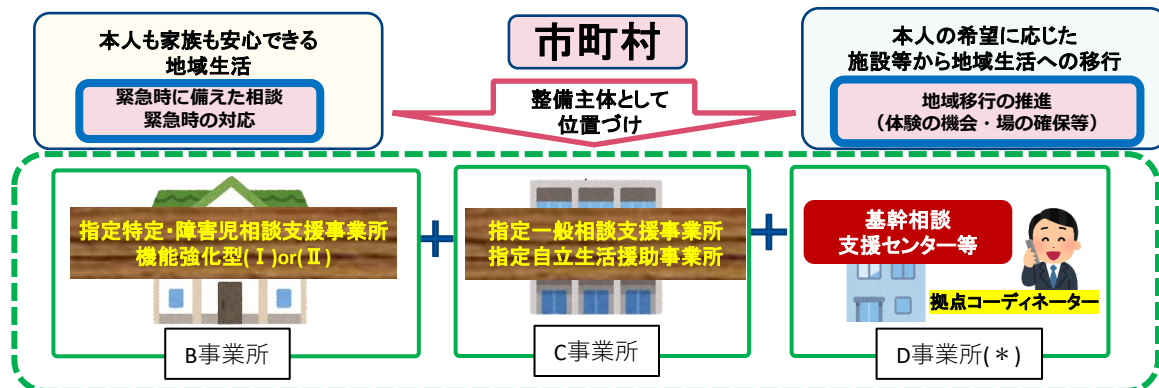


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。**

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、**自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。**

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

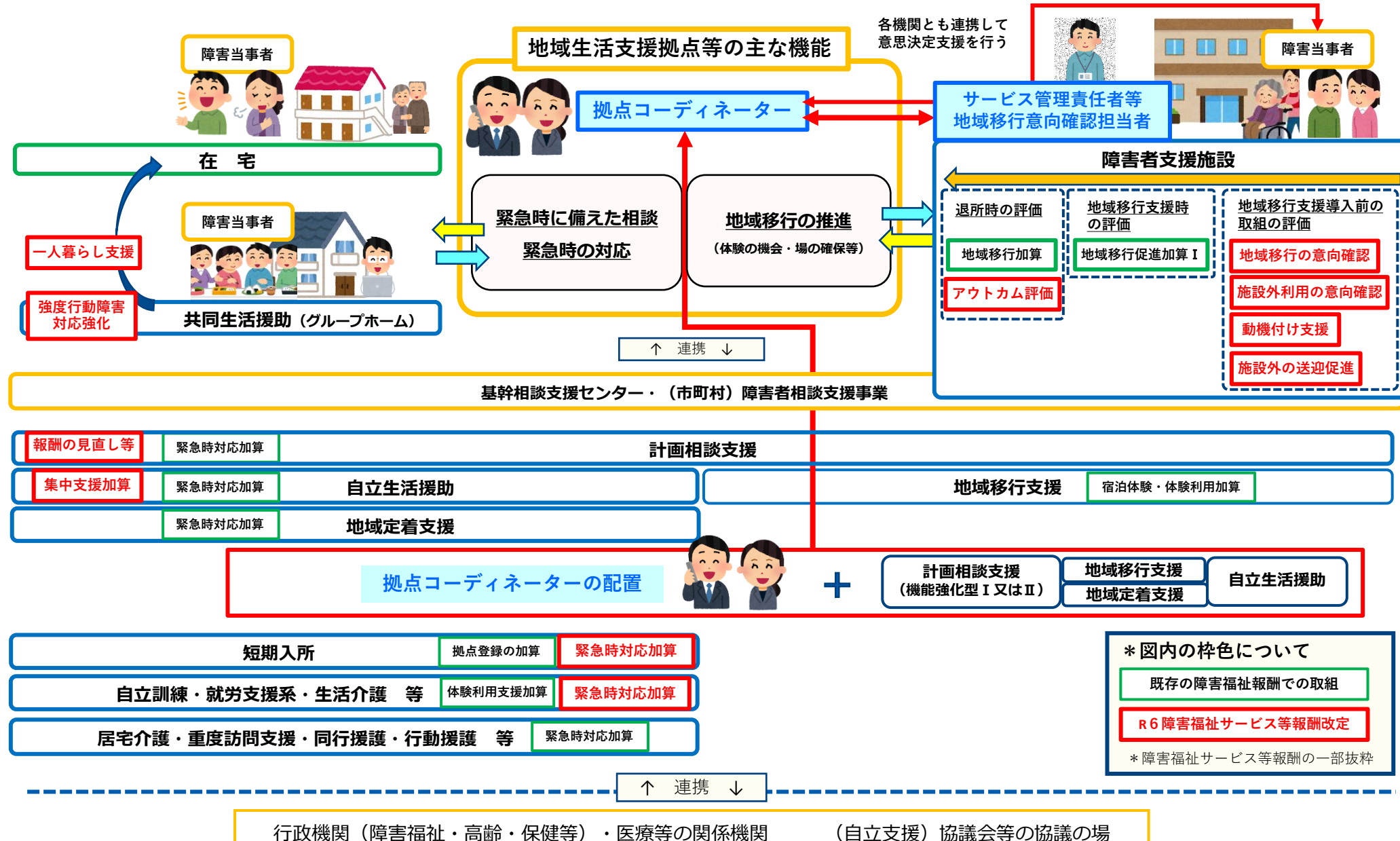
* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

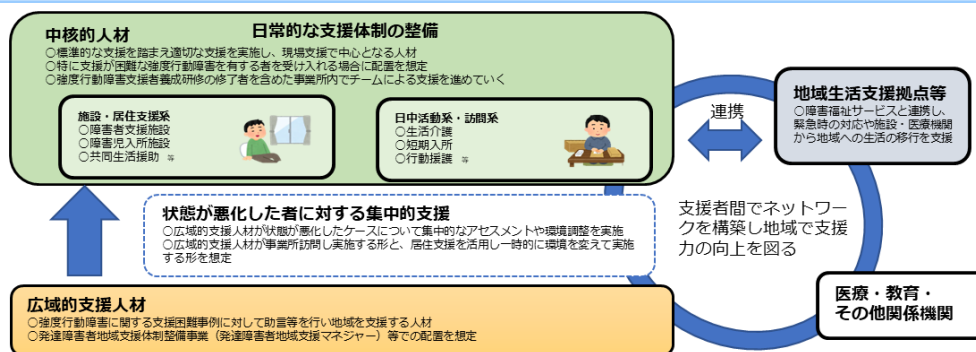
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

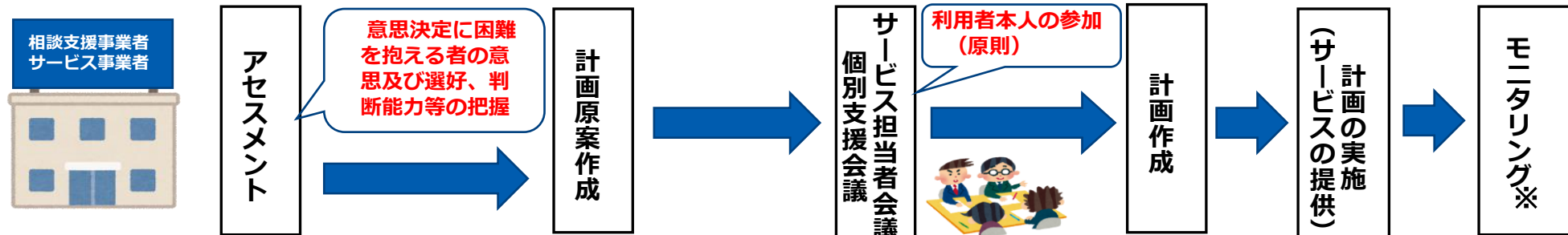
※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

<標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
 - ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
 - ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）
- 考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。

※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

地域区分の見直し

- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。

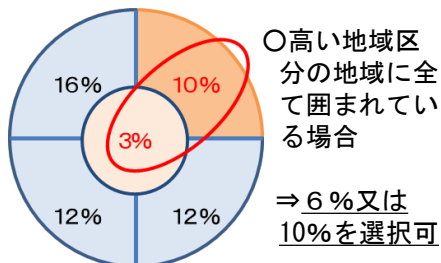
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

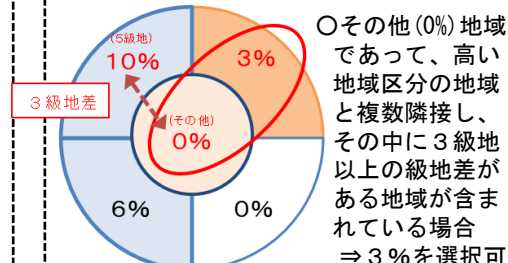
（※2）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

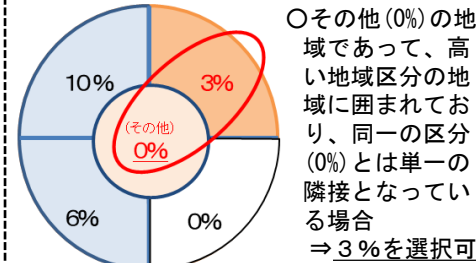
【ア i に該当する事例】



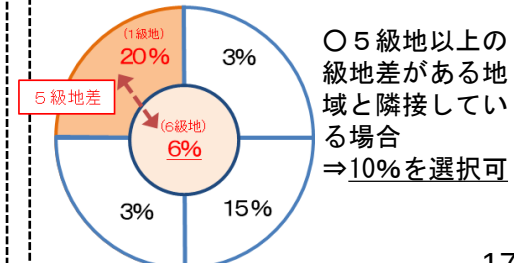
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】



【イ に該当する事例】



補足給付の基準費用額の見直し

現行制度（20歳以上の障害者の場合）

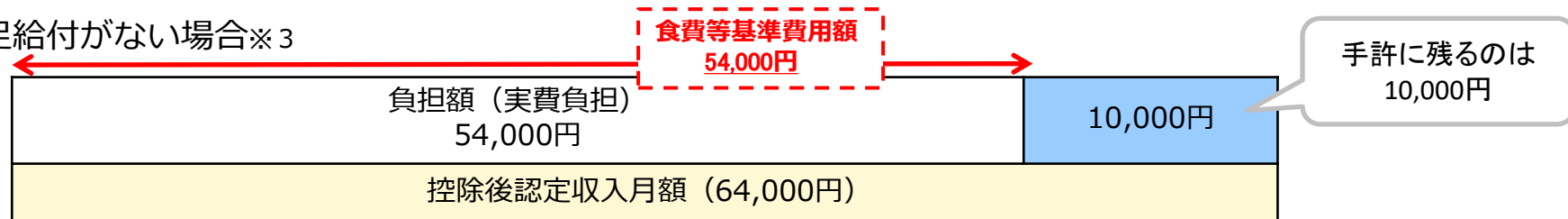
- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

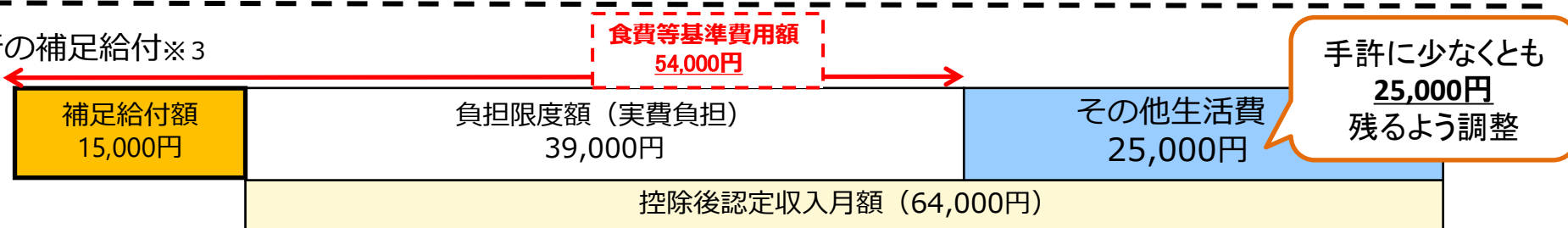
	補足給付の額
控除後認定収入額（※2）が66,667円を超える場合	$\begin{aligned} & \text{（月額） } 54,000\text{円} - \text{負担限度額（月額）} \\ & \text{負担限度額（月額）} = (66,667\text{円} - \text{その他生活費の額}) + (\text{控除後認定収入額} - 66,667\text{円}) \times 50\% \end{aligned}$
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	$\begin{aligned} & \text{（月額） } 54,000\text{円} - \text{負担限度額（月額）} \\ & \text{負担限度額（月額）} = \text{控除後認定収入額} - \text{その他生活費の額} \end{aligned}$
生活保護受給者	（月額） 54,000円

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

○補足給付がない場合※3



○現行の補足給付※3



※3 入所施設対象者（60歳未満、控除後認定収入額（月額） 64,000円）の場合）

基準費用額の見直し

- 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「**55,500円**」とする。

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

【現行】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に1回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

医療と福祉の連携

入院前



医療機関
職員（医師、看護師、事務員等）

関係者による事前調整



相談支援
専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所
職員（サービス提供
責任者、管理者、重度
訪問介護従業者）



※この他、訪問介護
等の関係者も参加
する場合あり。

※福祉関係者は重
度訪問介護事業所
のみの場合あり。

【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・ 入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・ 入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - ・ 障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・ 重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・ 医療機関の入院規則
 - ・ 感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・ 看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - ・ 障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - ・ 重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・ 重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。



② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

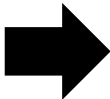
- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

（1）延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
（2）延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

（1）所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
（2）所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
（3）所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
（4）所要時間12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位／日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日+35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位／日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位／日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 - 【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 - 【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日
- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** **1,000単位/月** * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** **80単位/日** * 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** **100単位/月** * 自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** **35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算** **500単位/回** (月1回を限度) * 自立支援加算(Ⅰ)に加算

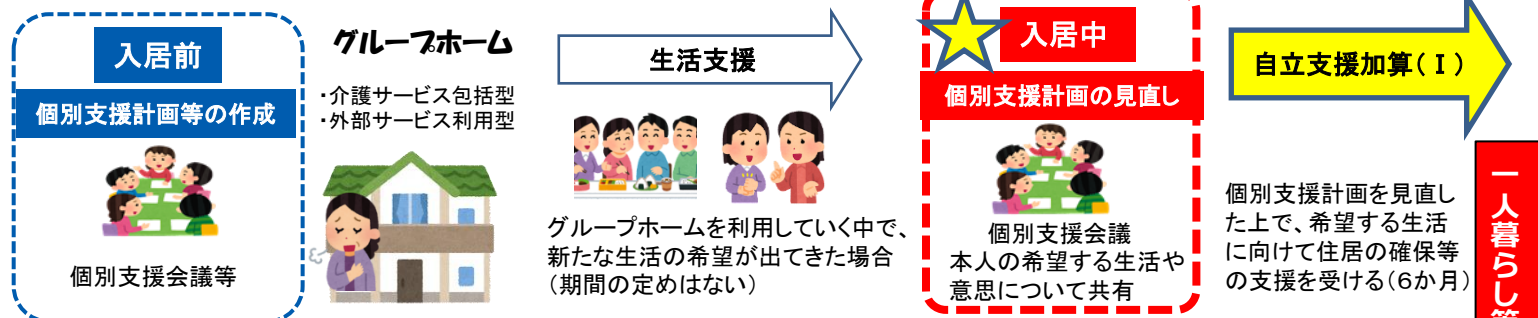
* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** **2,000単位/月** * 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** **100単位/月** * 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援(3か月)



* サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**
【新設】（初期）**500単位／日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日 * 行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**+150単位／日**
【新設】（初期）**400単位／日** * 180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに **+200単位／日**



② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置 6 : 1 以上）

【現 行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ） 区分 6 : 583単位 区分 5 : 467単位 区分 4 : 387単位 区分 3 : 298単位 区分 2 : 209単位 区分 1 以下 : 170単位（単位／日）
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 区分 6 : **600単位** 区分 5 : **456単位** 区分 4 : **372単位** 区分 3 : **297単位** 区分 2 : **188単位** 区分 1 以下 : **171単位**（単位／日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算（Ⅰ） 区分 4 以上 **83単位／日** 区分 3 以下 **77単位／日** * 特定従業者数換算方法で12 : 1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ） 区分 4 以上 **33単位／日** 区分 3 以下 **31単位／日** * 特定従業者数換算方法で30 : 1以上の世話人等を加配

人員配置
体制加算

新基本
報酬



各種
加算

各種
加算

③ 日中支援加算の見直し

- 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の**対象外**とする。



④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和 6 年 3 月 31 日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を 8 時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

「地域との連携等【新設】」

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

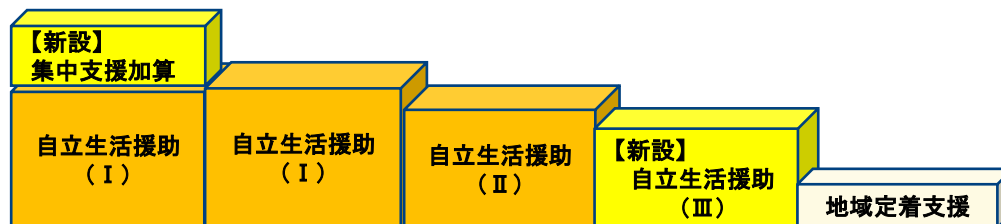
自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位／月（30人未満）	1,090単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位／月（30人未満）	817単位／月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,566 単位／月（30人未満）	1,095 単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,172 単位／月（30人未満）	821 単位／月（30人以上）
	【新 設】	自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月		
		* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定		
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月	（Ⅱ） 3,062単位／月、（Ⅲ） 2,349単位／月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,613 単位／月	（Ⅱ） 3,157 単位／月 （Ⅲ） 2,422 単位／月
地域定着支援	【現 行】	・ 体制確保費	306単位／月	緊急時支援費（Ⅰ） 712単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） 95単位／日
	【見直し後】	・ 体制確保費	315 単位／月	緊急時支援費（Ⅰ） 734 単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） 98 単位／日

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位／月**

* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日 * 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算（Ⅰ） 47単位/日 * 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）（例：利用定員が20人以下の場合）

【現行】 748単位/日

【見直し後】 **776**単位/日

生活訓練サービス費（Ⅱ）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）

【現行】 750単位/日

【見直し後】 **779**単位/日 * 機能訓練も同様

生活訓練サービス費（Ⅲ）（例：利用期間が2年間以内の場合）

【現行】 271単位/日

【見直し後】 **281**単位/日



③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。



【新規】ピアサポート実施加算 **100単位/月**

④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可

⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） **60単位/日** * 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） **30単位/日** * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 **41単位/日**





就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ) 583単位／回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ) 408単位／回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～ <u>90</u> 点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	<u>－20</u> 点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～ <u>15</u> 点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	<u>－50</u> 点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	<u>0</u> 点～10点で評価

就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額		高工賃の事業所 を更に評価	基本報酬	従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
4.5万円以上	↑ 単価 引上げ			平均工賃月額	基本報酬
3.5万円以上4.5万円未満				4.5万円以上	837単位/日
3万円以上3.5万円未満				3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
2.5万円以上3万円未満				3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2万円以上2.5万円未満				2.5万円以上3万円未満	738単位/日
1.5万円以上2万円未満	↓ 単価 引下げ		2万円以上2.5万円未満	2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1万円以上1.5万円未満			1.5万円以上2万円未満	703単位/日	
1万円未満			1万円以上1.5万円未満	673単位/日	
				1万円未満	590単位/日
				+	
			加算	【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。	
				重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日	

(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5：1 定員20人以下の場合		
定員	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
20人以下	556単位/日	530単位/日

従業員配置 6：1（新設） 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

+

ピアサポート実施加算（現行）	100単位/月
地域協働加算（現行）	30単位/日
重度者支援体制加算（現行）	22～56単位/日

【短時間利用減算】（新設）所定単位数の70%算定

利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労定着支援の充実

基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
 - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
 - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

利用者数
20人以下
21人以上40人以下
41人以上



就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



【見直し後】 ※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

【支援体制構築未実施減算】 【新設】
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

- **地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。**
- **この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。**

【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位／回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (Ⅰ) 579単位／回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (Ⅱ) 405単位／回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

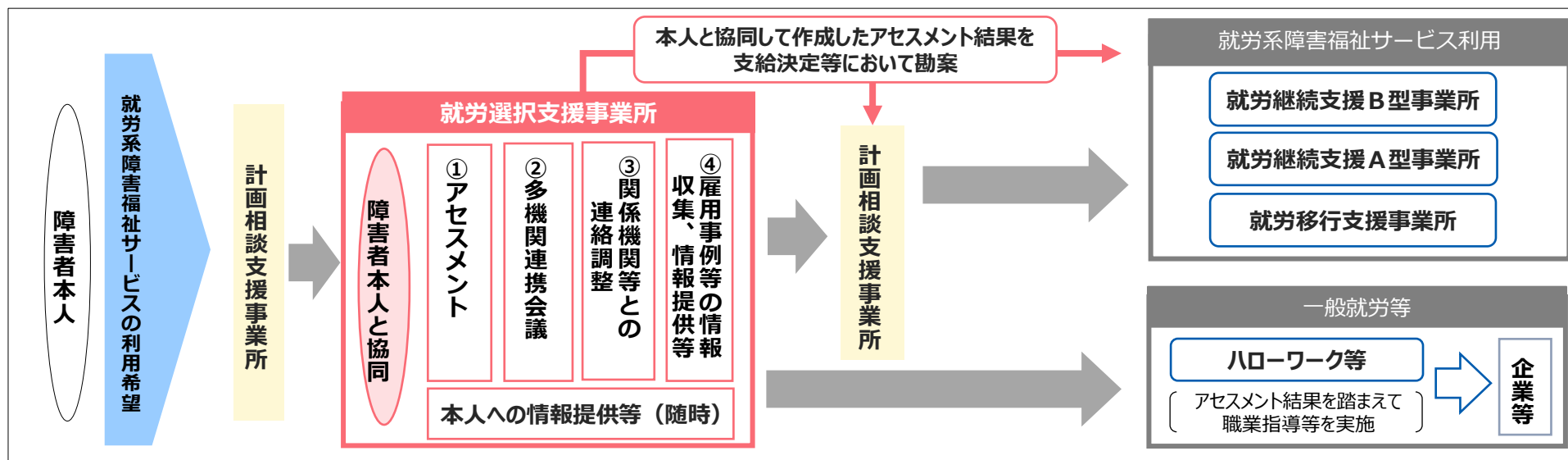
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員** 15：1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

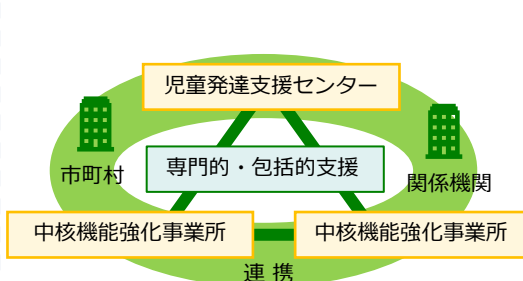
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
 - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョンの中核機能
④地域の発達支援に関する窓口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】

- ・ 1（又は複数）の児童発達支援センターが中核拠点型として機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援センターと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ・ センターが未設置の場合等に、地域の中核となる1の事業所が機能を発揮
- ・ それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援センター（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件	(Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合 55～155単位/日	ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組 (保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等)
	(Ⅱ) イ+ロ 44～124単位/日	ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・チーム支援、人材育成等）
	(Ⅲ) イ又はロ 22～62単位/日	イ 地域支援や支援のコーディネートの専門人材の配置・取組（関係機関連携・インクルージョンの推進等）

基本要件

●地域における中核機関としての体制・取組

- ・ 市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位/日

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

障害者総合支援法等一部改正や令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた
障害福祉分野における相談支援の最新の動向

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合）</u> 100単位（上記以外）

- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <u>200単位</u> モニタリング月： <u>300単位</u>
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	－	<u>300単位</u>
	<u>(新) 情報提供</u>	－	<u>150単位</u>
その他加算	訪問	200・300単位	<u>300単位</u>
	情報提供	100単位	<u>150単位</u>

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<u>対象者あり：60単位</u> <u>対象者なし：30単位</u>
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	－	

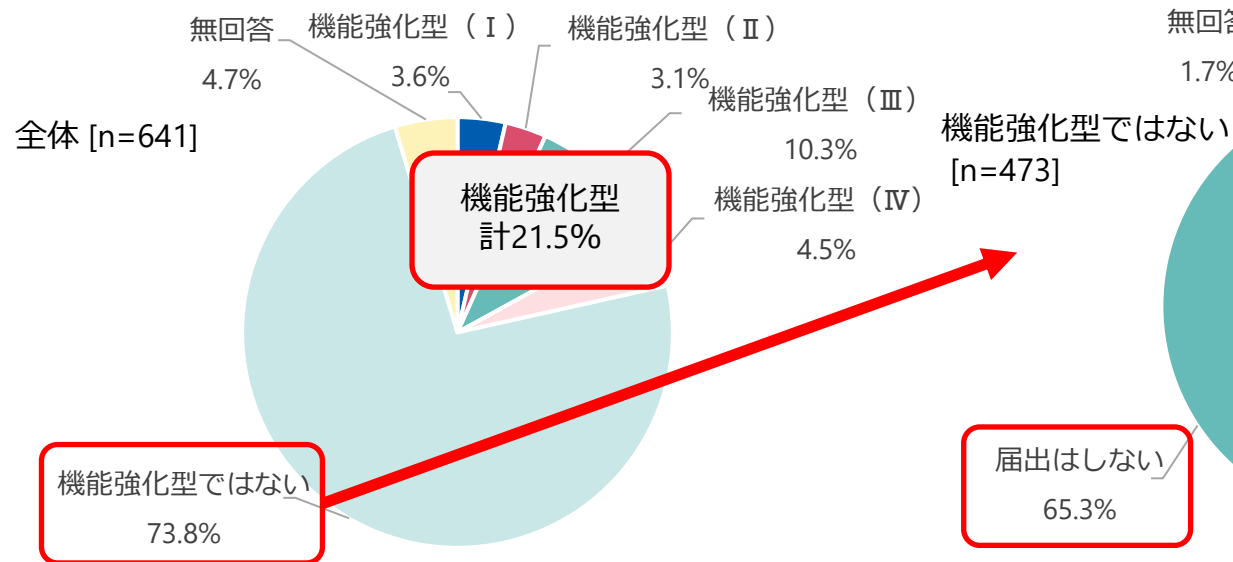
- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

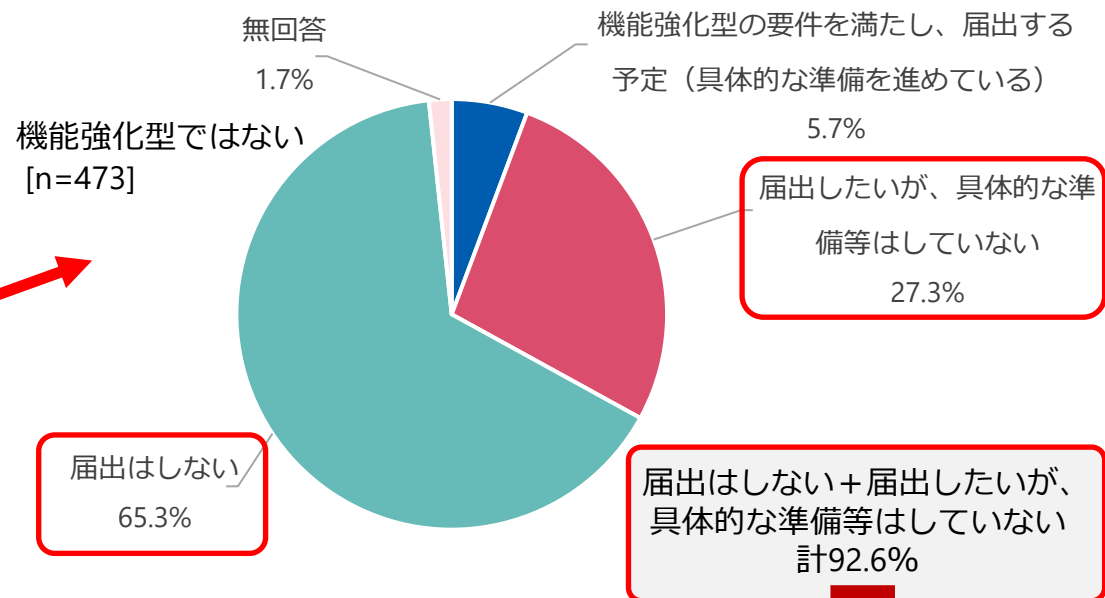
- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

計画相談支援・障害児相談支援の基本報酬の届出状況等 （論点1 参考資料⑦）

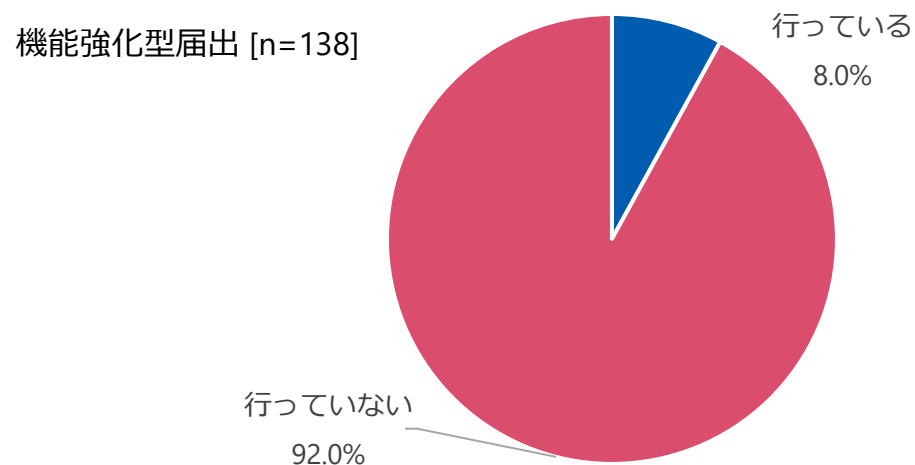
図表 556 計画相談支援・障害児相談支援の基本報酬の届出状況



図表 558 今後の機能強化型の届出の見込



図表 562 機能強化型サービス利用支援費の算定における複数事業所の協働による体制の確保の有無



<一部相談支援専門官改変>

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第41回（R5.10.30）	資料1

○令和6年度報酬改定においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、算定要件を追加した上で、報酬を引き上げ。
【経過措置】改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた場合、令和7年3月31日までの間は(3)-⑤、(3)-⑥の要件を満たしているものとみなす。

機能強化型基本報酬算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	○	－	－	－
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	－	○	－	－
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	－	－	○	－
(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤かつ現任研修修了者であること。	－	－	－	○
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	－	－
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。	○	○	○	○
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者（※1）の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること ★ この規定は変更せず	○	○	○	○
(3)-⑤ (自立支援)協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること ★	○	○	○	－
(3)-⑥ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること ★（※2）	○	○	○	－
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること（※3）	○	○	○	○

○相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。
○機能強化型Ⅰ～Ⅲにおける常勤専従者の内1名（現任研修修了者1名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。
○現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である（質の向上の観点からは主任相談支援専門員であることが期待される）。

※1 (1)-①②③④及び(3)-②における現任研修修了要件については、特別地域に所在する事業所について、都道府県と連携して市町村が認めた場合、事業所外の主任相談支援専門員等による助言・指導の体制を確保することによって要件を満たしていることとできる。

※2 (3)-⑥の要件について、令和9年3月31日迄の間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等（市町村障害者相談支援事業の受託事業所等）が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していることとする。

※3 相談支援員は0.5人と換算して員数に繰り入れて計算することができる。

★基幹相談支援センターが(3)-④、(3)-⑤、(3)-⑥の取組のいずれかについて一体的に実施している場合には、その取組をもって該当する要件を満たしていることも可。

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で機能を強化した事業所の体制確保することを可能とする。

【協働が可能な事業所の要件】

以下①②のいずれも満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

① 以下1. 2.のいずれかを満たす事業所間で（※）

1. 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所

2. 同一地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所

（ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要。

令和9年3月末までは地域生活支援拠点等が整備されていない場合の経過措置有）

② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

（※）離島等の特別地域に所在する事業所については、都道府県と連携して市町村が認めた場合、同一地域の範囲を越えることが可能。



【体制を協働により確保可能なこと】 ※機能強化型基本報酬の算定に際し

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

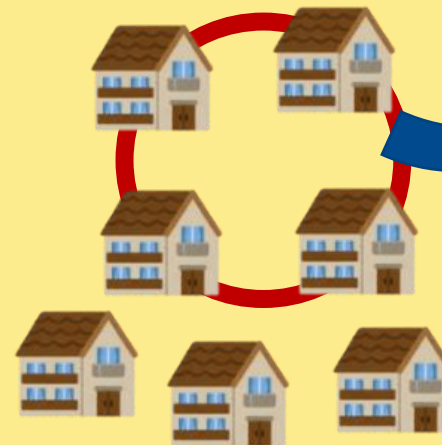
【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）

＜日本相談支援専門員協会(NSK)による作成資料等＞

- NSK版モデル協定書
<https://nsk2009.org/?p=604>
- 相談支援事業の複数事業による協働モデル
<https://nsk2009.org/?p=968>
- 複数事業所の協働による運営(機能強化型)の効果検証
<https://nsk2009.org/?p=1244>

協働が可能な要件を満たす事業所



加算名		内 容	単位数
主任相談支援専門員配置加算	新 I	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所及び地域のその他の相談支援事業所の従業員の資質向上のための助言・指導を実施している場合 ★本加算は基幹相談支援センターを委託されている又は児童発達支援センターに併設されている場合、もしくは市町村が地域の中核的な役割を担うと市町村が認めた事業所に限って算定できる。	300単位／月
	II	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業員等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位／月
行動障害支援体制加算	新 I	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、強度行動障害児者（者：障害支援区分3以上かつ行動関連項目の合計点数が10点以上である者、児：児基準20点以上である児）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位／月
	II	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
要医療児者支援体制加算	新 I	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、医療的ケア児者（医療的ケア児判定スコアの項目に該当する者）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位／月
	II	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
精神障害者支援体制加算	新 I	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、利用者が通院する病院等や訪問看護事業所における看護師、保健師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に相談支援を行っている場合。	60単位／月
	II	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
新 高次脳機能障害者支援体制加算	I	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合であって、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に計画相談支援を行っている場合。	60単位／月
	II	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位／月
ピアサポート体制加算		障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位／月

❖体制加算は対象となる月の**全ての利用者の基本報酬に加算**される。体制加算Ⅰを確保している場合、全ての利用者に体制加算Ⅰの単価を加算。

❖令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、**内容に改定があった箇所**、**新設の項目・要件等**。

❖要件に「現に」とある場合、加算の算定開始に当たっては、届出時に要件を満たしている必要がある。また、体制を確保して以後（加算の算定を開始した後）、要件を満たさなくなった場合、6月を超えて加算を算定することはできない。

○ 指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とする加算であり、支援が困難な利用者に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に利用者1名につき月1回を限度として加算するもの。

【前提条件（算定可能な事業所の要件）】以下の①もしくは②を満たす場合。

- ① 地域生活支援拠点等を構成する事業所であると市町村から位置づけられ、運営規程にその旨を規定している事業所
- ② 地域の(自立支援)協議会に構成員として定期的に参画している事業所
(ただし、地域生活支援拠点との連携体制の確保は必要)

【算定要件】

- ① 利用者に対し、福祉サービス事業者等のうち3者以上と共同して（≡サービス担当者会議の開催等により）、在宅での療養上必要な説明及び指導を行っていること
- ② （自立支援）協議会に文書により当該説明及び指導の内容等を報告していること。
※報告の内容等の詳細は「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（仮称）」に示す予定。

【留意事項】

- 当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましい。

質の高い支援の実施を評価する加算の拡充

加算名		内 容	単位数
初回加算		新規に計画作成を行った場合 ----- [以下の場合はさらに重ねて3回分を限度に算定可能] サービス等利用計画案交付まで3ヶ月以上を要した場合であって、契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接（月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可）を行った場合	(計画)300単位/月 (児)500単位/月 ※最大4回まで算定可
入院時情報連携加算	☆	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	(Ⅰ) 入院先の病院等を訪問 300単位/月 (Ⅱ) 文書等(Ⅰ)以外 150単位/月
退院・退所加算		利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	300単位/回
医療・保育・教育機関等連携加算		障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（連携先に訪問看護を追加）と連携を行い、計画作成又はモニタリングを行った場合	①障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関との面談・会議（※1） 300単位/月 200単位/月 ②通院同行（※2） 300単位/回 ③文書等による情報提供（※3） 150単位/月
サービス担当者会議実施加算		モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	☆	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位/月
集中支援加算	★	基本報酬算定月以外に、①～⑤の支援を提供した場合。	①月2回以上の訪問による面接（月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可） 300単位/月 ②サービス担当者会議の主催 300単位/月 ③他機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加 300単位/月 ④通院同行（※2） 300単位/回 ⑤文書等による情報提供（※3） 150単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算 【計画相談支援】	☆	利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス等の利用を終了するのに伴って計画相談支援・障害児相談支援の利用を終了する前後のつなぎの支援（※4）	①文書による情報提供 150単位/月 ②月2回以上の訪問による面接（月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可） 300単位/月
保育・教育等移行支援加算 【障害児相談支援】	☆		③つなぎ先機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加 300単位/月

☆の加算は基本報酬を算定しない月において加算単独であっても算定可 ★の加算は基本報酬を算定しない月においてのみ算定可（加算単独でのみ算定可）

※1 計画作成月は200単位、モニタリング月は300単位を算定する。
※2 通院同行は、月3回を限度算定できるが、同一の病院等については月1回を限度とする。
※3 ①病院等・訪問看護事業所へ情報提供を行った場合、②その他（①以外）の福祉サービス提供機関等に情報提供を行った場合、それぞれについて月1回算定可。
※4 サービス利用終了前2回、サービス利用終了後6月以内を限度として、①～③についてそれぞれ月1回を限度に算定可。

相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携

地域における連携体制の構築



情報連携



協働での支援方針の検討等



ネットワーク構築



地域課題の検討や
解決に向けた取組の実施

○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供

○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



オンラインの利活用も可能

○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

入退院時等についての医療と福祉の連携と報酬上の評価

令和6年度改定における改定事項

入退院時等に医療機関と福祉事業者の情報連携（文書等による情報の提供、収集）や協働による支援の検討（カンファレンスの開催や参加）等の連携を推進するため、当該業務について相互に報酬上評価を行っている。

入院時

相談支援

退院時

○入院時情報連携加算

入院時に医療機関が求める利用者の情報を医療機関に提供した場合

（Ⅰ）訪問 （Ⅱ）文書等

情報共有フォーマット策定

単価見直し



診療報酬（医療機関）

障害福祉サービス等報酬

（計画相談支援・障害児相談支援）

○介護支援等連携指導料

患者の同意を得て、医師等が相談支援専門員等と共同して患者の心身の状況等を踏まえて導入が望ましい障害福祉サービス等や退院後に利用可能な障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合

○診療情報提供料（Ⅰ）

患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合（退院日の前後2週間）
介護支援等連携指導料を算定した場合は算定不可。

○入退院支援加算1 ○入退院支援加算2

退院困難な患者を抽出し、早急に本人・家族と面談、カンファレンスを実施した場合

○精神科退院時共同指導料

精神病棟退院時の多職種・多機関による共同指導を行った場合

拡充・単価見直し

○医療・保育・教育機関等連携加算

【計画作成時・モニタリング時】

障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関等と連携した上で、計画相談支援を提供した場合
①情報提供、②通院同行、③福祉サービス等提供機関から情報提供を受けた上での面談等

単価見直し

○退院・退所加算 【計画作成時】

退院退所時に、医療機関等の多職種からの情報収集や医療機関等における退院・退所時のカンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合

拡充・単価見直し

○集中支援加算 【計画作成時・モニタリング時以外】

障害福祉サービス等の利用に関して、以下の支援を行った場合（④以外は各々月1回算定可）

- ①月2回以上の居宅等への訪問による面談
- ②サービス担当者会議の開催
- ③他機関が主催する支援を検討する会議への参加
- ④通院同行（異なる医療機関の場合、月3回を限度）
- ⑤情報提供

〔精神科関係〕

在宅療養中の患者

〔訪問診療・訪問看護関係〕

○療養生活環境整備指導加算

精神科退院時共同指導料の算定対象者に対し、退院後に精神科外来で多職種の支援・指導を行った場合

○療養生活継続支援加算

精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者に、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援等を行った場合

○在宅患者緊急時等カンファレンス料

訪問診療を実施している保険医が、在宅療養中の患者で通院が困難な者の状態急変等に伴い、他職種と共同でカンファレンスした場合

○訪問看護情報提供療養費1

訪問看護ステーションが、別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合

モニタリング実施期間の決定方法

障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項

並びに実施標準期間を勘案して**市町村が必要と認める期間**（施行規則第6条の16）

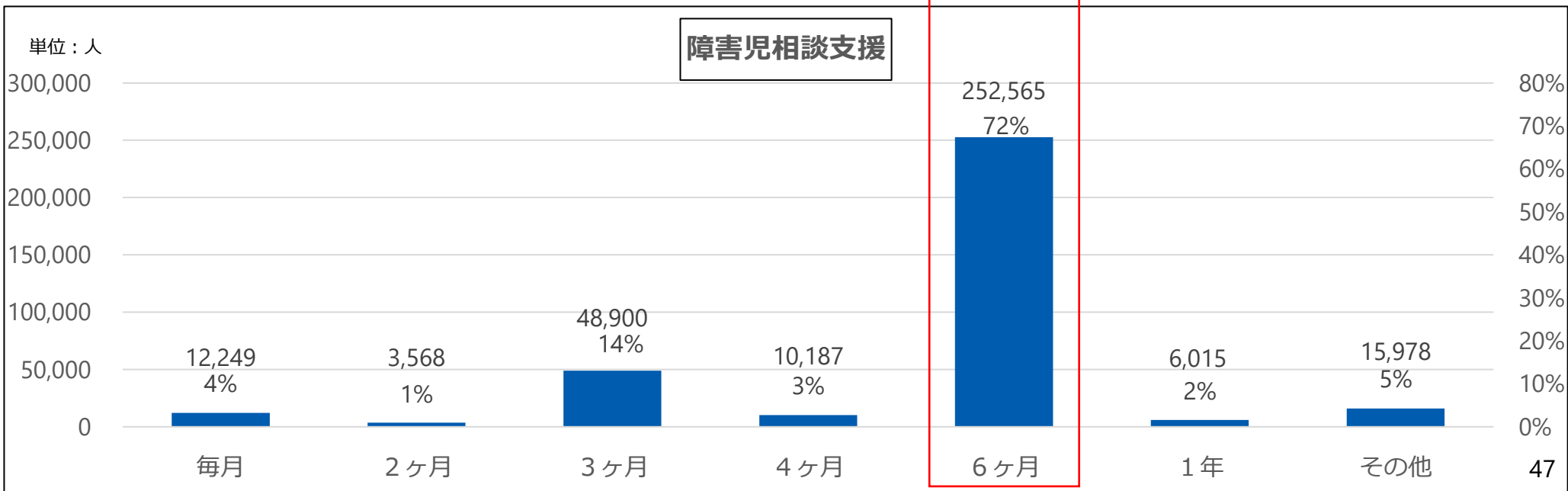
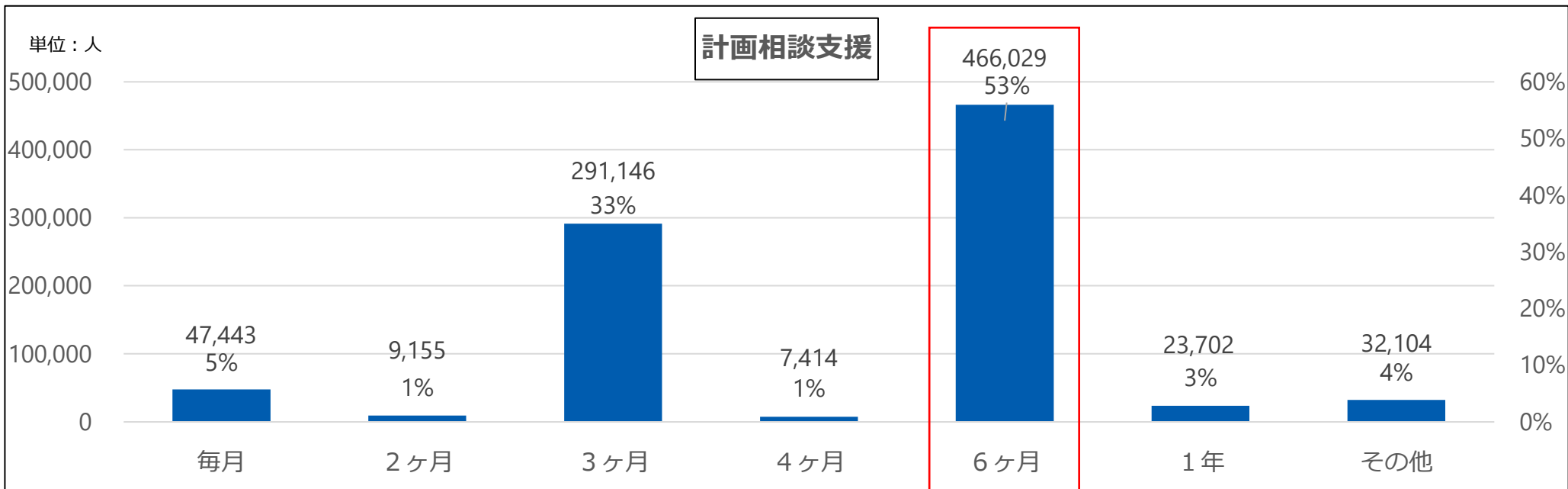
市町村においては、**利用している障害福祉サービス又は地域相談支援の種類のみをもって、モニタリングの実施期間として一律に設定することのないよう相談支援専門員の提案を踏まえつつ利用者ごとに柔軟かつ適切な期間を設定すること**。

（平成19年3月23日 障発0323002「介護給付費等の支給決定等について」）

モニタリング実施標準期間（施行規則第6条の16）

対象者（利用する障害福祉サービス等）		実施標準期間
サービスの種類・内容・量に著しく変動のある支給決定を受けた者 ※新規サービス利用者は原則として全ての者が該当		1月間 (利用開始から3月に限る)
在宅障害者等	集中的に支援が必要な者 ① 入所施設からの退所等により、一定期間、集中的に支援が必要な者 ② 単身独居の場合や家族状況等により自ら事業者との連絡調整を行うことが困難な者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者	1月間
	居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、日中サービス支援型共同生活援助、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練、自立生活援助を利用する者	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域定着支援、障害児通所支援を利用する者	6月間 (★の場合は3月毎)
【施設入所者等】障害者支援施設（国立のぞみの園を含む）、療養介護、重度障害者等包括支援、地域移行支援を利用する者		6月間

★ 65歳以上で介護保険の居宅介護支援・介護予防支援によるケアマネジメントを受けていない者



- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
 - ⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38 介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

この内容に更に追記

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

- 相談支援に従事する人材を確保し、段階的に育成してゆくため、一定の要件の下、相談支援専門員になる前の段階から障害分野における相談支援に従事できるよう、相談支援員が配置できる仕組みを創設する。

新 相談支援員の要件等

【事業所の要件】

- ① 機能強化型基本報酬を算定
- ② 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保
(事業所に主任相談支援専門員が配置されていることが原則)

(研修ではなく)
OJTで育成・質の担保

【相談支援員の要件】

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士である者
 - ② 常勤専従^(※)で配置
- (※) 業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可

ソーシャルワーク専門職である国家資格により
基盤となる知識・技術等を担保

【相談支援員が可能な業務の範囲】

- ① サービス等利用計画の原案の作成
 - ・ サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成は相談支援専門員でなければならない。

★ただし、相談支援専門員の指導の下、同席することを推奨
(トレーニングをすることは可能)

② モニタリング

※加算の算定も可
(体制加算を除く)



【機能強化型報酬算定の際の 件数の取扱い方法】

- 0.5人として員数に繰り入れ可能。



【その他】

- 相談支援従事者養成研修（初任者研修）は実務経験要件を満たしてから受講すること。

【相談支援専門員の実務経験要件等の改正】

「指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚労告第227号）」を改正^(※)

- 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、介護保険法の居宅介護支援事業・介護予防支援事業を明示的に規定（告示に追加）。
 - 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業を明示的に示す（留意事項通知に記載）。
 - 国家資格者に公認心理師を規定（告示に追加）。
- (※) 指定障害児相談支援、指定一般相談支援も同。

※その他、相談支援専門員・相談支援員が兼務できる範囲を解釈通知に明示。

○ 相談支援の持続可能性を担保するとともに、デジタル化を推進するため、一定の要件の下、居宅等を訪問することを算定の要件としている加算の一部について、オンラインの活用による面接による場合も、加算の算定を可能とする。

新 オンラインの活用

利用者の居宅等を訪問して面接することが要件の加算について

- 月1度は訪問して面接を行うことを要件として、他の面接がオンラインで実施された場合も報酬の算定を可能とする。
- ❖ 基本報酬と月1回の訪問で算定可能な加算については対象外。
- ❖ 本人の意向確認を行い、訪問を希望する場合には、可能な限り訪問により対応すること。
- ❖ 離島等については、別途、一定の要件の下、基本報酬の算定についてもオンラインによる対応が可能。



加算名	オンラインによる対応が可能となる対象	単位数
初回加算	新規に計画作成を行った場合（この部分はオンラインによる加算算定不可） [以下の場合にはさらに重ねて算定可能] サービス等利用計画作成後3ヶ月以上を要した場合であって、契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接（ <u>月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可</u> ）を行った場合（3回分を限度）	(計画)300単位/月 (児)500単位/月
集中支援加算	基本報酬算定月以外の月に、月2回以上利用者の居宅等を訪問して面接（ <u>月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可</u> ）を行った場合 ※算定要件のうち、会議主催、会議参加については令和3年度よりオンライン可	300単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算	利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス・障害児通所支援の利用を終了するのに伴って計画相談支援・障害児相談支援の利用を終了する前後に、つなぎの支援として月2回以上の訪問による面接（ <u>月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可</u> ）を行った場合。 ※算定要件のうち、会議参加については令和3年度よりオンライン可	300単位/月
保育・教育等移行支援加算		

報酬算定上の要件

新 基本報酬の算定について

- ① 利用者の居宅等が特別地域に所在し、
- ② 訪問先への移動に片道概ね60分以上(※)を要する場合

⇒ 計画作成・モニタリングに際して基準上義務としている居宅等を訪問しての面接について、一部オンラインの利用を可能とする。

- ★居宅等の訪問に3ヵ月以上の間隔をあけることは不可。
- ★本人の意向確認を行い、訪問を希望する場合には、可能な限り訪問により対応すること。

(※) ・公共交通機関等の運行頻度が少ないため、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合であっても60分以上の待機時間を要する交通機関を利用する場合には、算定可能。

・航空機を利用する必要がある場合は、一定の距離があるものとする。

1月	2月	3月
		
居宅等訪問		オンライン可

前2月に1度以上居宅等を訪問している場合

報酬上の評価

居宅等や事業所等を訪問しての面接等を評価する加算を算定する場合であって、訪問先等への移動時間に一定の要件を満たす場合、更に加算する。



加算名	内 容	単位数
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合	+ 15/100
新	○下記①②に該当する場合、以下の加算算定1件につき1回加算する。 ・初回加算（追加算定部分のみ） ・入院時情報連携加算(I) ・退院・退所加算 ・居宅介護事業所等連携加算 ・保育・教育等移行支援加算 ・医療・保育・教育機関等連携加算 ・集中支援加算	
遠隔地訪問支援加算	①以下のいずれかの場合 (1) 利用者の居宅等が特別地域加算の対象区域に所在する場合 (2) 特別地域加算の対象区域に所在する関係機関を訪問する場合。 ②事業所から訪問先までの所要時間が概ね1時間以上の場合 ★いずれの場合も、居宅等や関係機関等の訪問に係る加算に限る。 ★月2回以上の訪問を要件としている場合、本則通り、1回はオンライン実施可能。	300単位/回

★居宅等や事業所等を訪問して面接等を行う加算は原則300単位であるところ、ベースとなる加算に遠隔地訪問支援加算の300単位を更に加算し、実質的に合計600単位が加算されることとなる。（訪問を伴わない加算やオンラインを活用した場合は算定不可。）

体制確保上の要件

新 従たる事業所(サテライト)について

【要件】

- ① 従たる事業所を特別地域加算の対象地域に設置する場合であって、
- ② 都道府県と連携した上で市町村が認める場合

【可能となること】

- 同一都道府県内において、主たる事業所と従たる事業所間の所要時間が30分以上を要する範囲であっても、従たる事業所を設置することができる。

【都道府県と市町村の連携例】

- ・ 都道府県自立支援協議会で当該地域の相談支援体制の整備について協議。
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーが当該地域の相談支援事業所の支援を実施。
- ・ 主たる事業所の所在市町村と従たる事業所の市町村の協議を支援。

【市町村が認める場合】

- ・ 主たる事業所が設置される市町村と従たる事業所が設置される市町村が協議した上で、指定権者が判断。

例) 沖縄県那覇市にある相談支援事業所が
沖縄県南大東島村に従たる事業所を開設可能。



新 機能強化型基本報酬算定に係る体制確保要件について

【要件】

- ① 特別地域に所在する事業所であって、
- ② 都道府県と連携して市町村が認めた場合

【可能となること】

- ① 現任研修修了者の配置要件について、事業所外の主任相談支援専門員等による助言・指導の体制を確保することによって要件を満たしていることとできる。
★員数は規定通りの員数を配置することが必要。
- ② 複数事業所の協働による体制確保について、通常の相談支援の実施地域を越えて協働することを可能とする。

【都道府県と市町村の連携例】

- ・ 都道府県自立支援協議会で当該地域の相談支援体制の整備について協議。
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザーが当該地域の相談支援事業所の支援を実施。
- ・ 複数自治体にまたがる連携の場合、自治体間の協議を支援。

【市町村が認める場合】

- ・ 指定権者である市町村が判断。複数の自治体にまたがる連携体制の場合は関係する市町村間で協議。

【事業所外の主任相談支援専門員等による助言・指導の体制】

- ・ 都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー（主任相談支援専門員であることが望ましい）や当該地域の基幹相談支援センターの主任相談支援専門員が担うことを基本とする。

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。

相談支援の機能

機能の担い手

地域の相談支援の中核的な役割

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への指導、助言
＜育成（事業者支援と支援者支援）
と質の担保・向上＞

「地域づくり」

- ・協議会を通じた関係機関等の連携緊密化
- ・その他、関係機関との連携強化等

住民に対する個別の相談支援

障害福祉サービス利用者以外

- ・市町村が行う一般的な相談支援
- ★基幹相談支援センターが一元的に実施する場合や本事業のみを委託事業者等が実施する場合、総合相談窓口として運用する場合、機能や地域により複数の窓口を設置する等、地域の実情に応じて様々な形があり得る。

障害福祉サービス利用者

計画相談支援
障害児相談支援
地域相談支援

基幹相談支援センター



基幹相談支援センターの範囲に該当する地域の相談支援の中核的な役割や熟練や高度な技術・知識を要する個別支援の担い手としては主任相談支援専門員の活躍が期待される。

市町村障害者相談支援事業



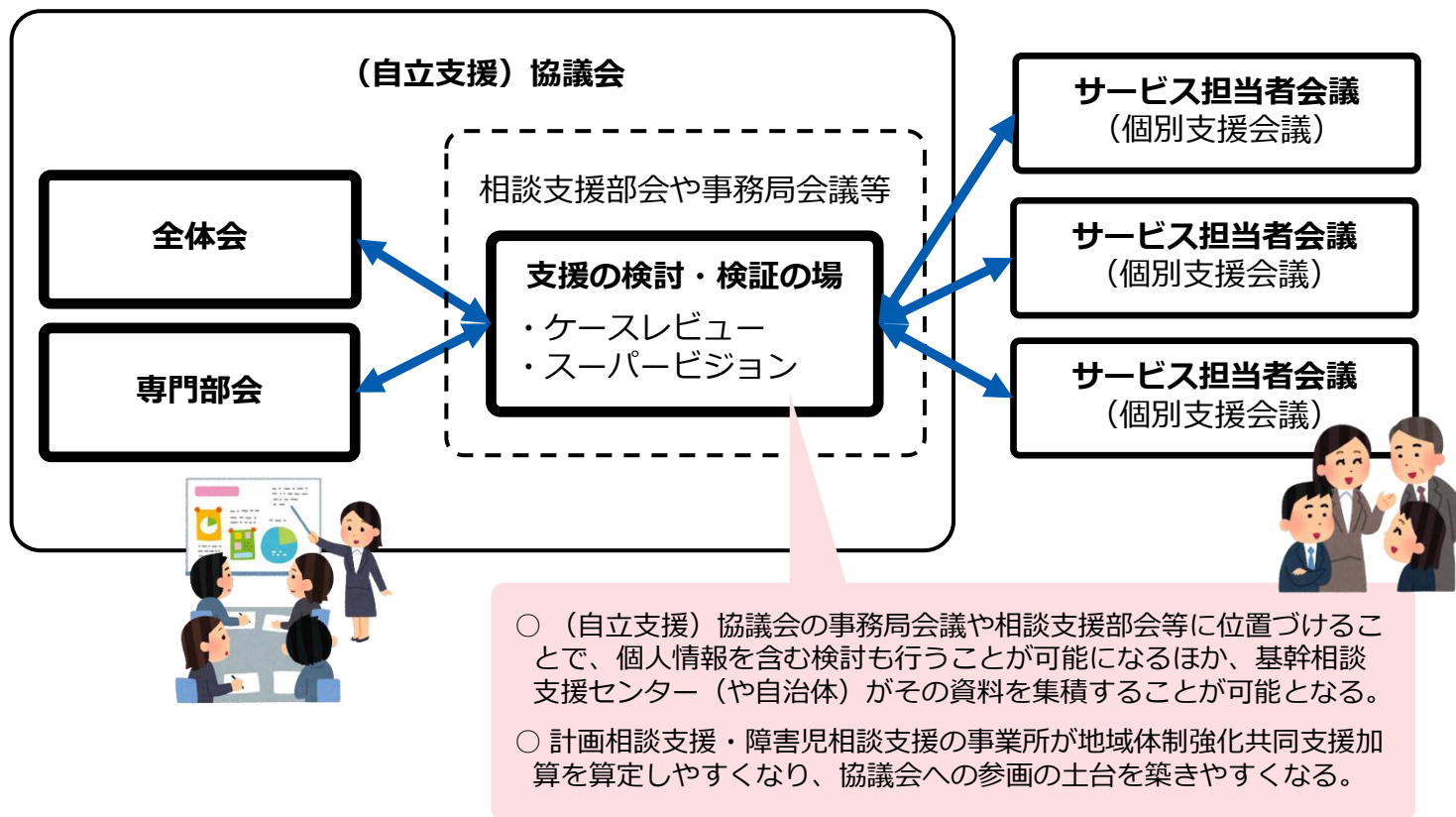
- 基幹相談支援センターと市町村相談支援事業は指定相談支援事業所に委託可。
- 委託を受ける場合、事業者は計画相談の実施体制とは明確な切り分けが必要

計画相談支援



地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



- （自立支援）協議会の事務局会議や相談支援部会等に位置づけることで、個人情報を含む検討も行うことが可能になるほか、基幹相談支援センター（や自治体）がその資料を集積することが可能となる。
- 計画相談支援・障害児相談支援の事業所が地域体制強化共同支援加算を算定しやすくなり、協議会への参画の土台を築きやすくなる。

地域の相談支援体制の強化に向けた報酬や事業の活用



【地域での取組について】
(主に) 場に参加する・育成に協力する

計画相談支援・障害児相談支援

質の向上のための取組を実施している事業所
に対する報酬上の評価を充実



【地域での取組に対し】
機会や場を作る・継続的に実施する

自治体・基幹相談支援センター

地域の相談支援体制の強化の取組を実施する
体制を整備し、継続的に取組を実施

●機能強化型基本報酬（Ⅰ）～（Ⅳ）

- ・新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者
現任研修を修了した相談支援専門員等の同行による研修を実施
※複数事業所の協働により体制を確保する場合は、他事業所の相談支援専門員に対しても実施要。

複数事業所の協働体制の活用
による地域体制の整備も視野
に入れる

- ・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加
 - ・協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施（Ⅰ～Ⅲ）
 - ・基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画（Ⅰ～Ⅲ）
- 等

●主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）

基幹相談支援センターの取組への協力

- ・常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための
研修を行う体制を確保した場合に算定可(事業所外の従業者に対しては任意だが、対象となる従業者
が当該事業所に不在の場合は必須)。 ※一定の要件を満たす場合加算（Ⅰ）が算定可。

●地域体制強化共同支援加算

- ・地域生活支援拠点等である、もしくは連携等の体制を確保した上で協議会の構成員となっている
事業所の相談支援専門員・相談支援員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有
を行い、他事業者と共同で利用者等に対応し、協議会に報告した場合に算定可。

相談支援従事者養成研修カリキュラム改定 ⇒ 実習の必須化

※より業務実施地域に近いところでの小規模分散化した演習の実施

検討の契機に活用

●第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（基本指針）

- ・令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支
援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うと
ともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保

●基幹相談支援センター機能強化事業

- ・相談支援体制の強化が基幹相談支援センターにより一層促進されるよう、実施要綱を見直し

●主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）

基幹相談支援センター職員との協働

- ・基幹相談支援センターのベースとなる事業所や児童発達支援センターと一体的に運営される事業
所、地域の相談支援体制の中核的な役割を担うと市町村が認めた事業所について算定可

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針における相談支援について



第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)

前期計画を踏まえ、更なる取組の推進のため、取組の中核的主体として基幹相談支援センターを明示し、設置促進及びその役割を明確化した指標を設定

初めて相談支援に係る成果目標・活動指標を設定

【成果目標】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）

【成果目標】

- 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

活動指標	
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数
	個別事例の支援内容の検証の実施回数
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置数
	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数
	協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）

活動指標	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

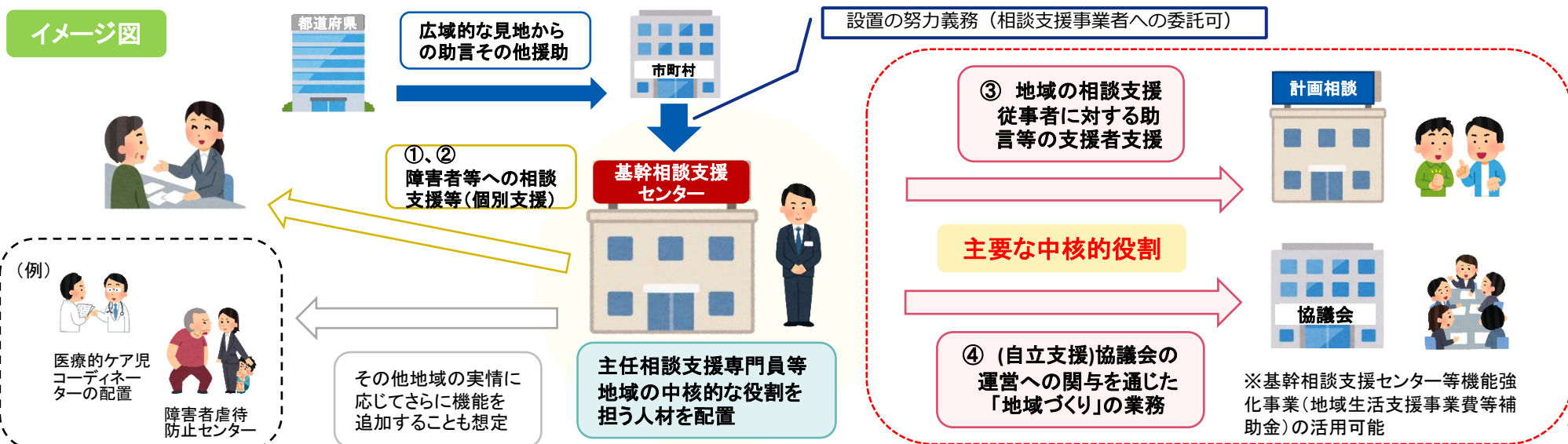
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

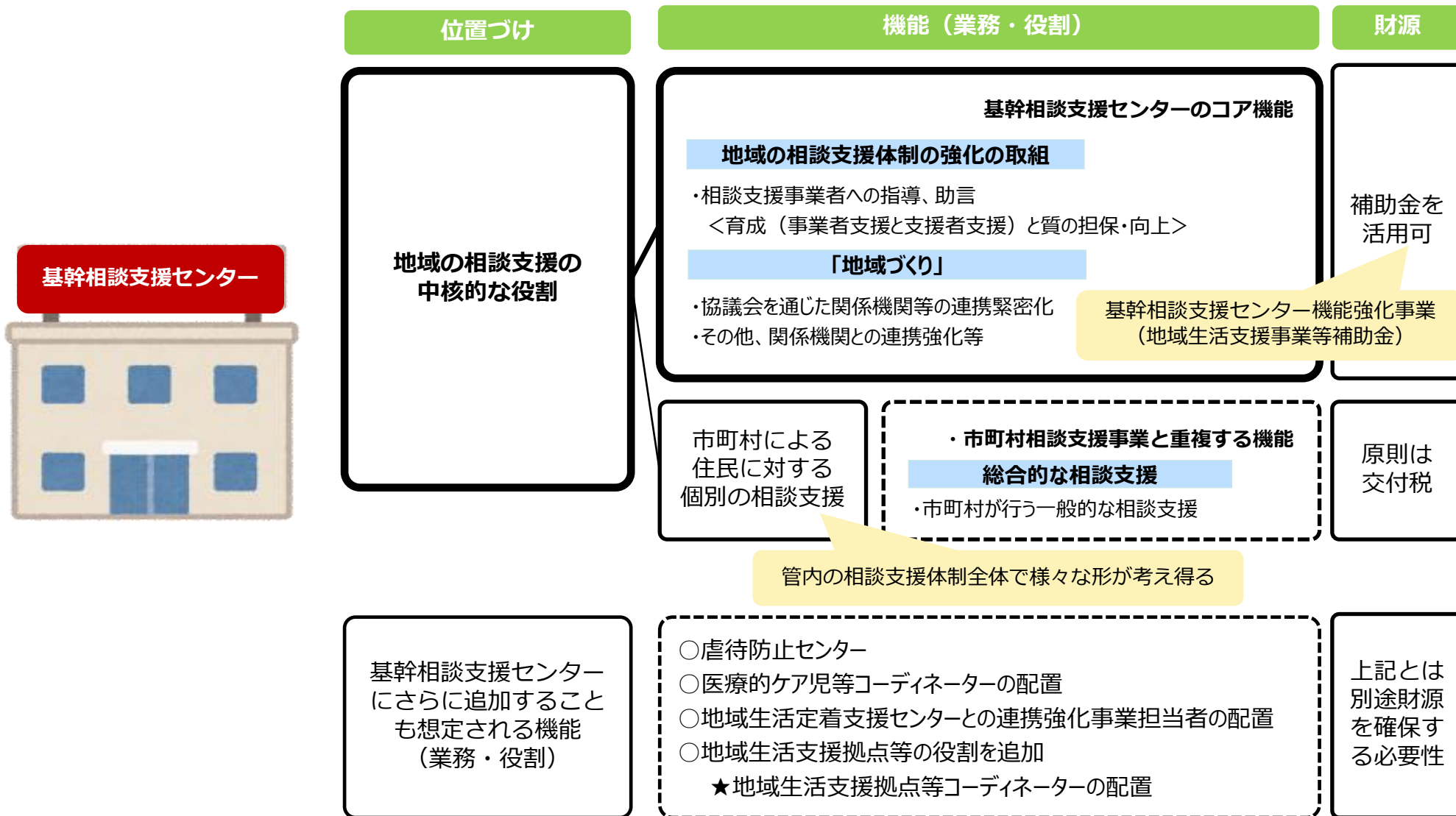
個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



基幹相談支援センターの役割（イメージ）

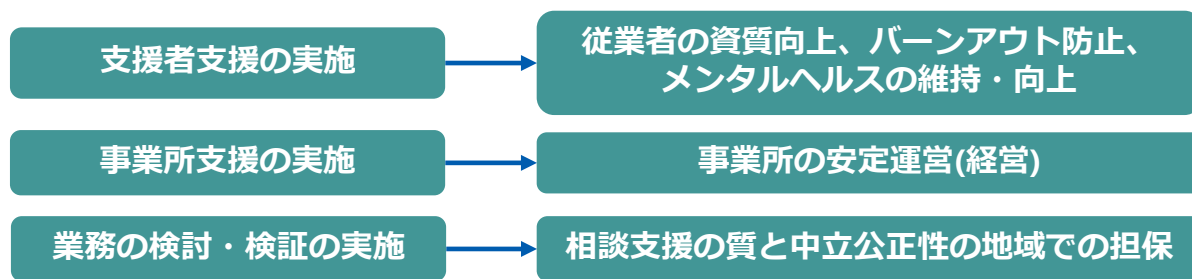


基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第3号）

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援



支援の質の均てん化、向上

- ・支援の質（地域の支援力）向上
- ・支給決定の妥当性向上
- ※事業所や従業者による差の均てん化

実施者等が活用すべきツール

- 主任相談支援専門員養成研修（+α）
- 「相談支援の手引き（仮称）」
- 「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（仮称）」
- 「地域でのOJT実施マニュアル（仮称）」
- 「相談支援従事者養成研修の実習実施（受入）マニュアル（仮称）」

自治体・基幹相談支援センターに発出するとともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

- ① 地域協働による支援の検討・検証の場の設置・運営
- ② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

基本はOJT

スーパービジョンの重視

自治体と地域(実践者)の協働

「助言・指導」の価値観の問い直し

- 水平性の追求
- 支援者も本人主体 など

【協働の基盤】関係性の構築

- ① 共通の知識と認識（理解）のもと
- ② 共に考える

基幹相談支援センター

令和6年4月1日施行の障害者総合支援法等一部改正における基幹相談支援センターの役割の一層の明確化等を踏まえ、地域の相談支援体制の強化が基幹相談支援センターにより一層促進されるよう、実施要綱を見直す。

現行	見直し
2 設置主体 (1) 市町村 (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者 ※(2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。	2 設置主体 (1) 市町村 (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者（複数の一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者で構成する共同体も可） ※(2)の市町村以外の者が設置する場合には、法第77条の2第4項の規定に基づき、市町村に対して届出が必要となることに留意。
5 人員体制 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。	5 人員体制 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。 <u>社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等についても、相談支援従事者養成研修を修了した者であることが望ましい。</u> 基幹相談支援センター等機能強化事業においては、「主任主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者に限る」旨規定。
7 その他 (1)～(3) (略)	7 その他 (1)～(3) (変更なし) (4) <u>権利擁護・虐待防止の取組は、別添1の「障害者相談支援事業」3(5)及び5を踏まえて実施するとともに、協議会等を通じて権利擁護・虐待防止に関する普及啓発等の取組を実施するよう努めること。</u> <u>また、基幹相談支援センターは、障害者虐待防止法第32条に定める市町村障害者虐待防止センターの業務の一部を受託できることとなっており、当該機能を追加して虐待防止の取組を実施することも考えられる。</u> (5) <u>基幹相談支援センターの機能にさらに付加するものとして、法第77条第3項第1号に規定する地域生活支援拠点等の構成機関として、緊急時に際してのコーディネートや地域移行・地域定着の促進の取組を担うことも考えられる。（その際には、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が効果的な連携体制を確保するとともに、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等がそれぞれ担う役割を踏まえ、基幹相談支援センターの人員に加えて地域生活支援拠点等のコーディネーターを配置する等により、必要な人員体制の確保を図ること。）</u>

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和6年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 505億円の内数（504億円の内数） ※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

現 行	見直し
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 （注）社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする （注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

基幹相談支援センター機能強化事業

令和6年4月1日施行の障害者総合支援法等一部改正における基幹相談支援センターの役割の一層の明確化等を踏まえ、地域の相談支援体制の強化が基幹相談支援センターにより一層促進されるよう、実施要綱を見直す。

事業内容（見直し）

（ア）基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員（注）を基幹相談支援センターに配置。ただし、（イ）及び（ウ）の事業を合わせて実施することを要件とする。

（注）主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者に限る。

なお、障害者等に対する個別の相談支援業務については、基本的には交付税を財源として実施する障害者相談支援事業の一環として実施するものであることに留意されたい。

（イ）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組

・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援

・ 日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営（※）

（※）サービス等利用計画やモニタリング結果の共同による検討・検証やセルフプランにより支給決定されている利用者の支援の検討・検証、支援者が困難を感じているケース等に関するスーパーバイズを含む。

なお、個人情報の取扱い等の観点から、相談支援部会を設置し、検討の場とする等、協議会に位置づけて実施することが望ましい。

・ 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言

・ 研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等

・ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言等（※）

（※）重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その包括的支援体制において基幹相談支援センターが障害福祉分野の専門性を担保できるよう適切な実施体制を確保すること。

（ウ）基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

・ 法第89条の3第1項に規定する協議会（以下単に「協議会」という。）の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組（協議会の事務局運営経費は交付税措置の対象としており、補助対象外のため留意すること。）

・ 地域の相談機関との連携強化の取組（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等との連携会議の開催等）

・ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

「地域づくり」・（自立支援）協議会への参画の推進

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

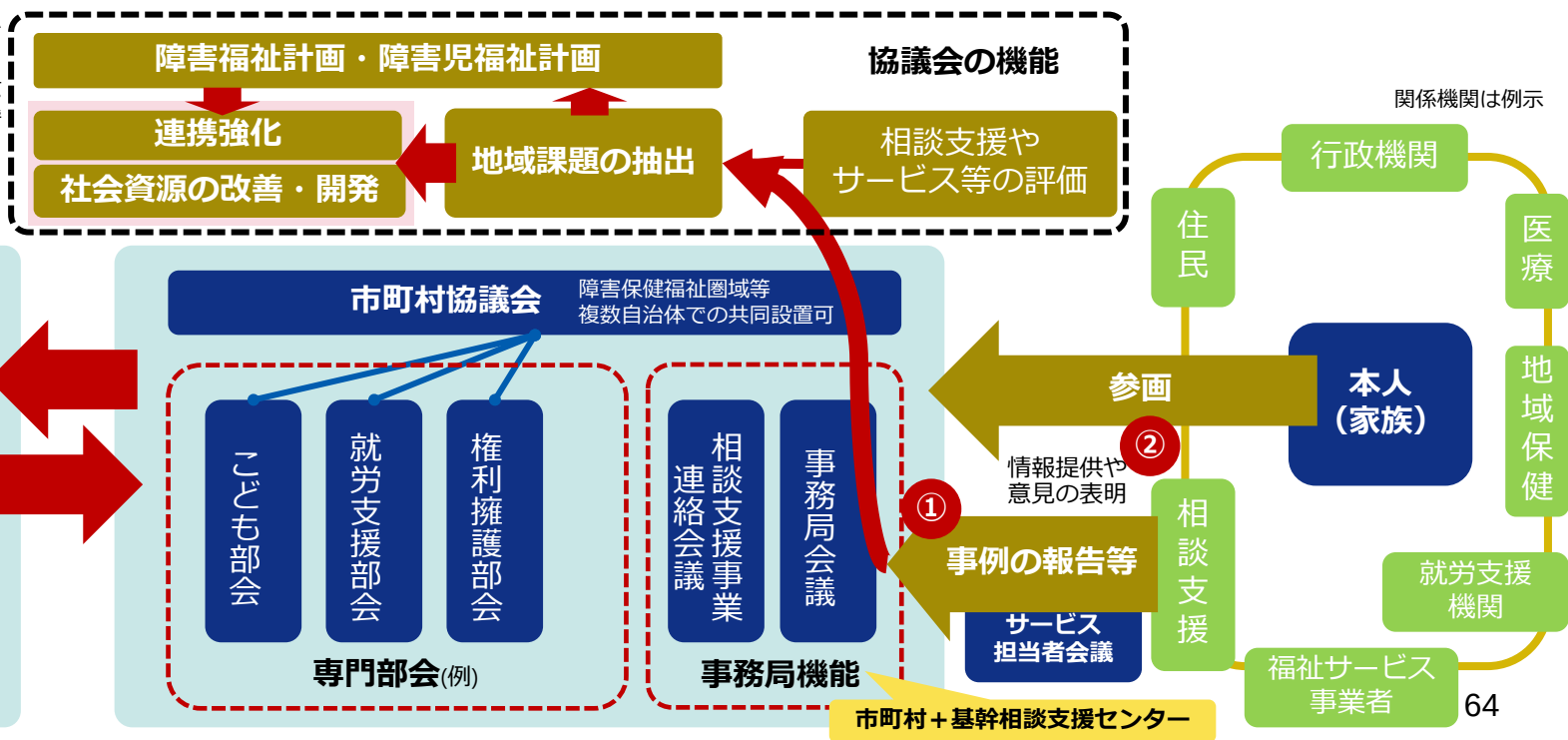
新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかにした本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

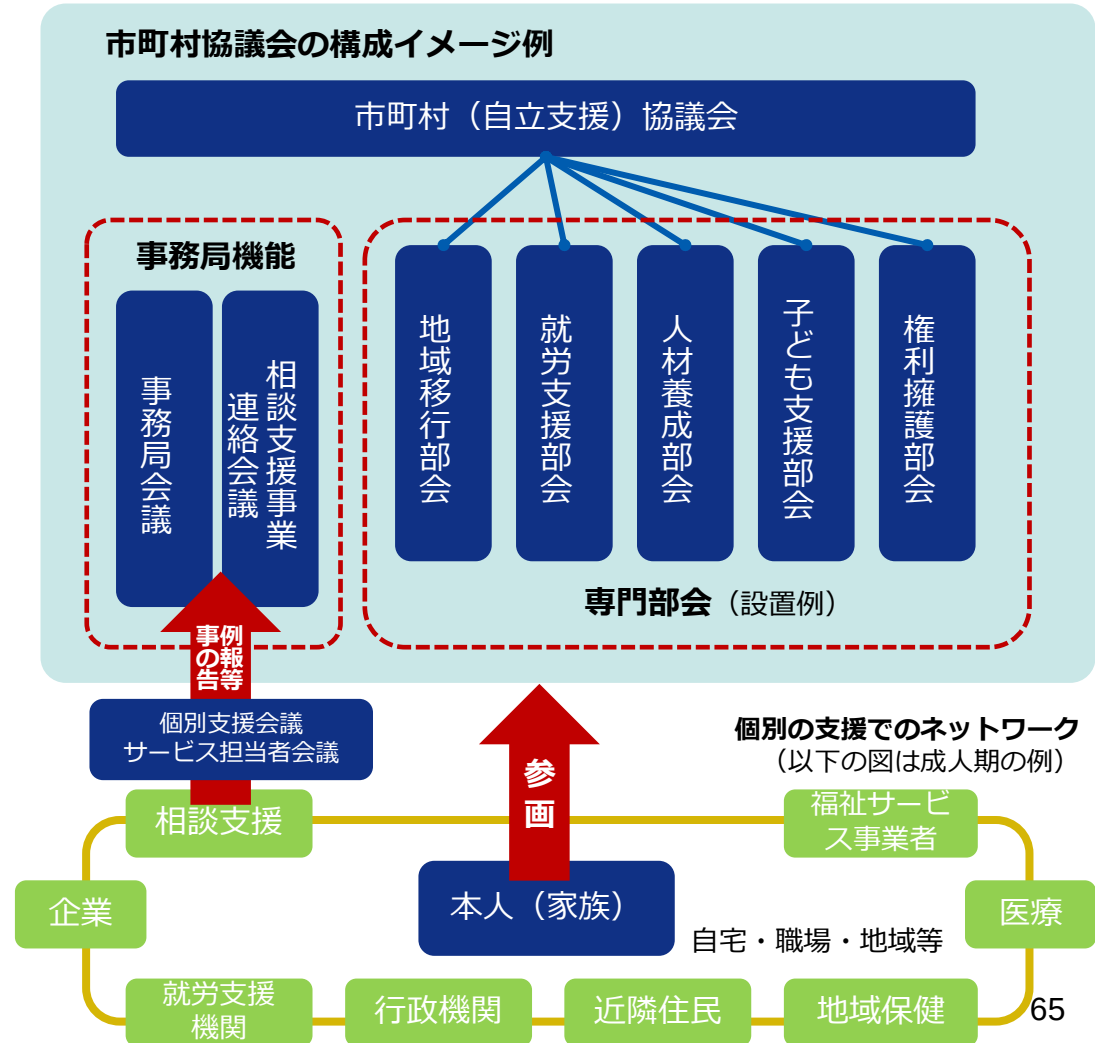


市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等



市町村協議会の主な機能と留意点

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

現行	見直し
4 主な機能 ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価 ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 ・専門部会等の設置、運営 等	4 主な機能 ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 ・地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有 ・地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 ・地域における関係機関の連携強化 ・社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 ・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 ・都道府県協議会との連携等
5 留意点（新設） ・協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。 ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。 ・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。 ・市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。 ・地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。 ・市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること） ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 ・地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。 ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	

参考資料

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

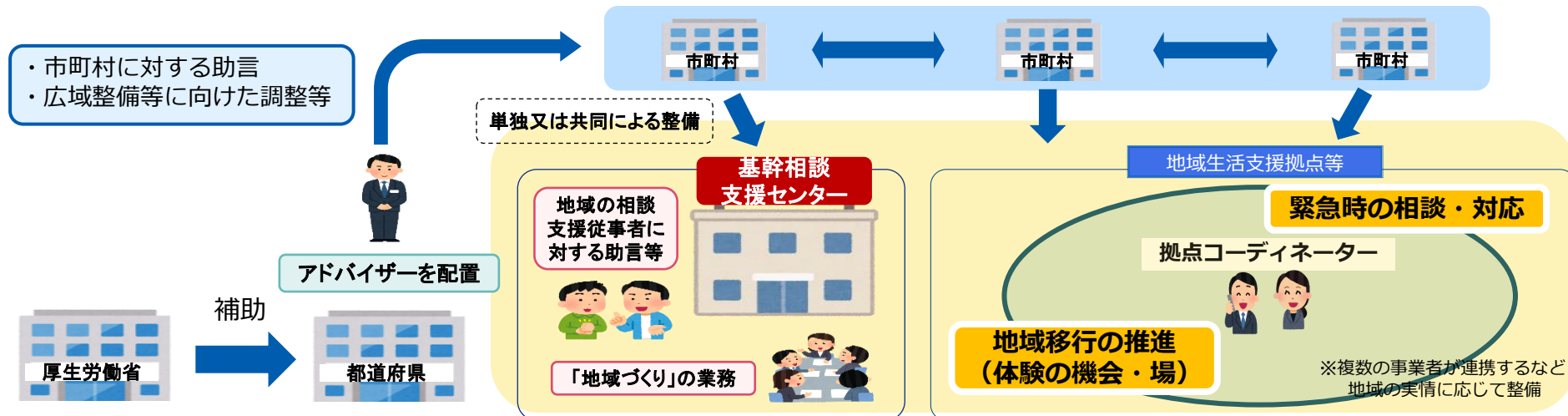
令和6年度当初予算案 32百万円（－）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

障害者地域生活支援体制整備事業費

令和6年度当初予算案 11百万円（－）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

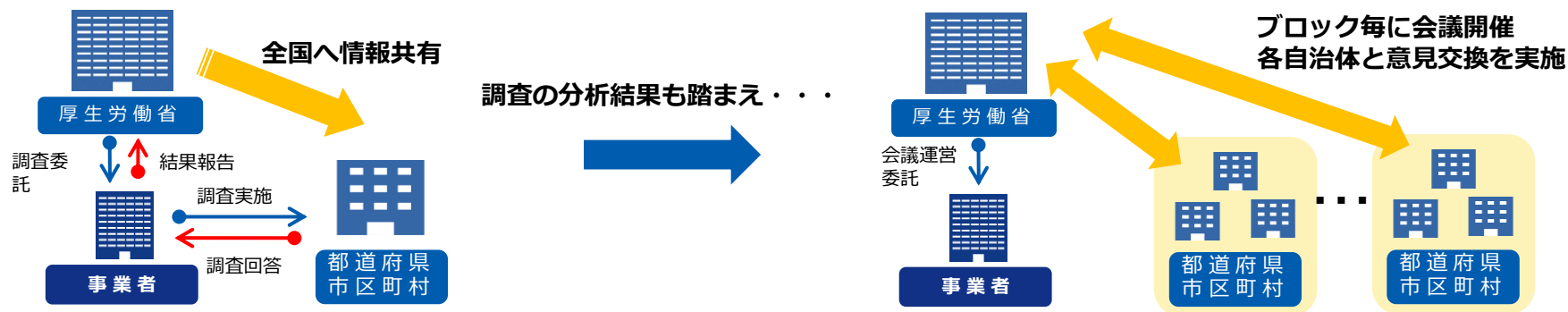
障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

- ・国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、現状及び課題について詳細に分析・把握。
- ・当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議を開催する。

※令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）



旧優生保護法一時金に係る 特設ホームページ



「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」
が成立しました。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律については、議員立法により平成31年4月24日に国会で成立し、公布・施行されました。この法律の趣旨については、法律の前文において以下のように述べられています。

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにしているものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

発達障害ナビポータル

発達障害ナビポータルは、国が提供する発達障害の情報に特化したポータルサイトです。発達障害のあるご本人・ご家族や関係者、全国の支援機関の皆さまに幅広くご活用いただけるよう、信頼のおける情報の提供を行っています。

このポータルサイトは、厚生労働省と文部科学省の協力のもと、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）が共同で運用しています。



The screenshot shows the homepage of the Hattatsu Navi Portal. At the top, there's a header with the logo and navigation links. Below the header, there are two main sections: 'ご本人・ご家族の方' (For you and your family) and '支援機関の方' (For support organizations). The 'ご本人・ご家族の方' section features a large image of a person and a list of links: '乳幼児期' (Infancy), '学童期・思春期' (School age/Adolescence), '青年期・成人期' (Youth/Adulthood), '保護者・家族向け' (For guardians/families), '働く' (Working), '暮らし' (Living), '特集' (Special features), 'お知らせ' (Notice), 'トピックス' (Topics), 'イベント' (Events), and '情報検索ツール『ココみて』' (Information search tool 'Kokomite'). The '支援機関の方' section features a large image of a person and a list of links: '発達障害情報・支援センターについて' (About the center), '発達障害教育推進センターについて' (About the center), '「生徒指導リポート」のご紹介' (Introduction to the report), and '世界自閉症啓発デー 日本実行委員会' (World Autism Awareness Day Japan Executive Committee).

発達障害ナビポータル <https://hattatsu.go.jp/>



… ロゴマークの意味

… ご本人・ご家族とそれを取り巻く教育、医療・保健、福祉、労働の関係者が互いに理解し手を取り合うこと（5人が手をつなぎ輪になっている）、乳幼児期から高齢期までの全ライフステージに渡り、切れ目の無い支援（重なり合った6つの輪）ことを表現しています。



The icon shows a stylized gear with a colorful center and a QR code. The text next to it is 'ナビポータル トップページ' (Navi Portal Top Page).



The icon shows two people looking at a magnifying glass over a document, with a QR code. The text next to it is '情報検索ツール 「ココみて」 (KOKOMITE)' (Information search tool 'Kokomite').



The icon shows a globe with people icons around it, with a QR code. The text next to it is '外国人保護者向けパンフレット' (Pamphlet for foreign resident guardians).



The icon shows a map of Japan with a magnifying glass, with a QR code. The text next to it is '自治体取組情報検索' (Local government initiative information search).



The icon shows a person pointing at a screen, with a QR code. The text next to it is '研修コンテンツ集' (Training content collection).



The icon shows a person wearing a hard hat and a backpack, with a QR code. The text next to it is '災害時の発達障害児・者支援' (Disaster support for children with developmental disabilities).

発達障害に関するオンライン研修

発達障害情報・支援センターでは、発達障害支援に関わる様々な研修コンテンツを発信しております。ぜひご活用ください。



発達障害ナビポータル

令和5年12月作成

＼さらに充実しました／ 研修コンテンツ集

こんな方におすすめ

- ・教育と福祉の連携について学びたい支援者
- ・ペアレント・トレーニングを学びたい支援者

実践編

ペアレント・トレーニング のスキルを教育・保育現場に活かす



「研修実施ガイド」には、「研修カリキュラム」40項目、研修カリキュラムを活用した「研修プログラム」12例が掲載されています。教育委員会や福祉関係者が研修会を企画・実施する際にご利用ください。

- ▶教員と福祉支援者の連携のための合同研修会
- ▶教員対象の福祉理解のための研修会
- ▶福祉支援者対象の教育理解のための研修会



令和4年度 家庭と教育と福祉の 連携推進のためのシンポジウム



研修コンテンツ集の視聴や資料ダウンロードはこちら

🔍 発達障害ナビポータル

https://hattatsu.go.jp/ddnp/supporter/training_video_distribution/



主な研修コンテンツ

「ペアレント・トレーニング等に関する研修」

ペアレント・トレーニングの地域実践に関して、基本的な考え方や実施する上でのポイント等について、講師の先生方に分かりやすくご講義いただきました。ぜひご覧ください。

「教育と福祉連携のための研修ガイド・モデル研修動画集」

発達障害児者の支援にかかわる教育・福祉関係者向けの「研修カリキュラム」や「モデル研修動画」等です。

「教育と福祉の連携構築に向けた実践報告」

地域における教育と福祉の連携推進の取組についての報告です。

「発達障害児者の支援に関する標準的な研修プログラム」 new

これまで発達障害者支援センター会員エリアで限定公開していた厚労科研成果物「発達障害児者の支援に関する標準的な研修プログラム究（厚生労働科学研究・辻井班）」計30本の研修コンテンツについて、「発達障害ナビポータル」支援者向けページ上にて一般公開しました。

研修プログラムの全体構成

- 1 アセスメント・ツールと個別の支援計画
- 2 適応行動
- 3 家族支援（きょうだい支援）
- 4 ライフステージに沿った本人支援（幼児期／児童期／青年期／成人期）
- 5 PDCAサイクルから支援の質を向上させていく

初めてご利用になる際に利用登録が必要です。



研修コンテンツ集

詳しくは
発達障害ナビ・ポータル
研修コンテンツ集を参照